平成２２年（フ）第１８５５号
札幌市豊平区豊平２条１丁目１番１号
破産者　株式会社ジョイワークス
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９２０号
北海道恵庭市島松沢１番地
破産者　株式会社ライズ・コーポレーション
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８９号
北海道利尻郡利尻富士町鴛泊字栄町146番地
破産者　丸京観光株式会社
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５９号
山形県上山市新丁２番１号
破産者　有限会社志んこや
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２号
最後の住所福島県郡山市安積２丁目364番地
破産者　亡小檜山嘉範相続財産
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第４０１号
金沢市近岡町963番地
破産者　日本海ハイツ株式会社
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４７１号
石川県金沢市富樫２丁目４番41号
破産者　株式会社シー・ケー・エル
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５１０号
金沢市示野町ロ49番地１
破産者　有限会社住吉食堂
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５５１号
石川県白山市三幸町34番地
破産者　有限会社源明商事
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４２０号
岐阜県各務原市三井東町２丁目31番地
破産者　和途　和宏
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１０７号
静岡県富士市島田町２丁目65番地
破産者　株式会社マミークック
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１９２号
静岡県富士市柚木138番地の１グレイス弐番館202号、前住所静岡県富士市桑崎311番地の77
破産者　伊藤　　久
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２０年（フ）第２４６３号
京都府南丹市美山町鶴ヶ岡川合新田12番地の３
破産者　鶴ヶ岡建築有限会社
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８８号
鳥取県鳥取市千代水４丁目41番地
破産者　株式会社リンク
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０１号
香川県高松市浜ノ町49番19号
破産者　有限会社かな膳
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２３１号
香川県仲多度郡多度津町大字西白方973番地１
破産者　株式会社建屋
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１８１号
宮崎県えびの市大字灰塚325番地
破産者　有限会社尾山工務店
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２７３号
北海道勇払郡安平町追分白樺１丁目297番地
破産者　小木田文彦
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１７１号
群馬県渋川市村上3089番地８
破産者　山田　暁子
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４８号
栃木県足利市福居町682番地１　セピア101号室、住民票上の住所栃木県足利市堀込町3014番地２
破産者　浅野　晴洋
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第４９号
栃木県足利市堀込町2606番地１　山辺南ハイツ304、開始決定時の住所栃木県足利市堀込町2578番地１
破産者　浅野　京子
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部